

最高裁秘書第2873号

令和7年9月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

6月1日付け（同月3日受付、第070116号）で申出があり、7月14日付  
けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこと  
としましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が、法務省に対し、令和7年度の予算案を前提とする裁判所職員定員法  
に関する立法依頼をした際の文書（令和7年1月10日付の文書を含むが、これ  
に限らない。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載  
された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対  
して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）